

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月10日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330054

研究課題名（和文） 「保護する責任」アプローチの批判的再検討－法理と政治の間で

研究課題名（英文） Critical Reexamination of “Responsibility to Protect” Approach: Between Legal Principles and Politics

研究代表者

星野 俊也（HOSHINO TOSHIYA）

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授

研究者番号：70304045

研究成果の概要（和文）：極限的な人道危機に直面する人々を国際社会が、最終的には武力をも用いても、国境を越えて救済する役割を展望する「保護する責任（R2P）」アプローチを国際政治、国際法、社会倫理・哲学の学際的な観点から分析した本研究では、事例分析なども行い、国際社会における「正義」の実現に向けて主体（国家と個人）が恣意的・選択的な政治意思とより普遍的な道徳観の葛藤を乗り越え、人々の自由（生存・生計・尊厳）を保護する文化を共有する「グローバルな社会」の形成の重要性などが強調された。

研究成果の概要（英文）：In this interdisciplinary study of “Responsibility to Protect (R2P)” approach from international politics, international law and social ethics and philosophy, the group analyzed the role of the international community to rescue people under extreme humanitarian crises, using even the military force as a last resort, and came to stress the importance of forming a “global society” in which the actors (both state actors and individuals) overcome the struggle between the arbitrary and often selective political will and more universal sense of morality and share the culture of protecting the freedoms of people (their survival, livelihood and dignity).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	6,300,000	1,890,000	8,190,000
2011年度	4,600,000	1,380,000	5,980,000
2012年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
総計	14,300,000	4,290,000	18,590,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：トランスナショナル・イシュー（含国際交流論）、保護する責任、国際法学、哲学・倫理学

1. 研究開始当初の背景

「保護する責任（Responsibility to Protect: R2P）」概念とそれに基づく国際主体の政策的アプローチの総体（本共同研究では、「R2Pアプローチ」と称する）は、(a)同一国内のアイデンティティ・グループ（民族・宗教・出身等を異にする集団）間の紛争（内戦）が頻発し、そこでは(b)戦闘員／非戦闘員の区別が

曖昧となる一方、(c)いわゆる「社会的弱者（女性と子どもなど）」への被害は明らかに拡大し、(d)ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪という極限的な事態さえも発生するという目に余る現実に対し国際社会としていかに対応すればよいのか、との真摯な問いから生まれたものである。また、新たに R2P アプローチが案出された背景に

は、(a)我々の同時代の世界でなおも大規模な人道危機が発生したことへの激しい衝撃に加え、(b)かかる危機への対応として俄かに注目されたいわゆる「人道的介入（及びその権利）」論に基づくアプローチへの根強い抵抗と猜疑心を指摘できるだろう。

学術研究の背景となる政策現場での動きとして R2P 概念はカナダ政府主導の「介入と主権に関する国際委員会」の報告書（2001年）で打ち出された後、2005年の国連事務総長報告書や同年に開催された国連首脳会合（世界サミット）の成果文書にも盛り込まれた。これは R2P 概念に関する一定の規範認識が共有されてきたことを示し、潘基文事務総長のイニシアチブの下、コロンビア大学教授から事務総長顧問に任命されたエドワード・ラック氏らを中心に概念整理とコンセンサス形成が進められていることは周知の通りであり、国連内での議論は、ラック氏の起案による国連文書 A/63/677 *Implementing the responsibility to protect: Report of the Secretary-General, dated January 2009* にまとめられ、その後、国連総会での討論も繰り返し実施された。こうした議論を通じ、着実に R2P 概念への理解は深まりつつも、この新概念にも政治・外交・安全保障の現場で一定の抵抗感や疑念が呈されていることも見逃せない。

他方、R2P に関する学術研究の蓄積については、2007年にニューヨーク市立大学ラルフ・パンチ研究所に Global Center for R2P が設置され、豪クィーンズランド大学 (UQ) に所在する Asia-Pacific Center for R2P など関係機関もいくつか設置されたほか、アレックス・ベラミー UQ 教授らを編集主任に学術ジャーナル *Global Responsibility to Protect (GR2P)* 誌の刊行が開始されたことなどが特に注目される。

本研究代表者は、2008年8月まで2年間外務省に出向し、公使参事官として日本政府国連代表部に在勤していたが、それは国連研究分野で旧知のラック氏が本報告書をまとめている時期とも重なっており、学術的・政策的観点から折に触れ意見交換を行っていた経緯がある。また、ベラミー教授とは2009年6月に早稲田大学で R2P アジア太平洋センターと共催で実施したワークショップへの参加を通じての知己を得、同センターの活動や GR2P 誌への貢献などを視野に連絡を取り合っている。本共同研究の成果は、政策と学術の両面で有益な示唆を提供できるものと確信している。

そもそも本共同研究の直接の学術的背景は、当研究代表者が座長となり、研究分担者の一人、山田哲也も参画した広島平和研究所における複合的人道危機への国際社会の介入の諸形態に関する共同研究（成果は『人道

危機と国際介入—平和回復の処方箋』有信堂、2003年）に遡る。人道危機に対し国際社会の「介入」、「不介入（＝不干涉原則の実施）」及び「非介入（＝意図的な介入の回避）」の実態を理論と事例の両面から検討した同研究では、R2P 概念の登場まではカバーしているが、R2P アプローチに関する包括的研究までの機は熟していなかった。その後、山田が編者となり、星野が軍事介入の実態を分析した『平和政策』（有斐閣、2006年）などで R2P 論は一部検討されたが、今回は人文・社会にまたがる国際政治学、国際法学、倫理・哲学の知の融合と、現地調査に基づく知見とを総合し、国際社会において現在進行形で規範形成と政策実行が進む R2P アプローチの批判的再検討を行うことを目指している。

2. 研究の目的

人道危機に直面する人々を国際社会が（場合によっては武力をも用い）国境を越えて救済する役割を展望する「保護する責任 (R2P)」アプローチに関し、国際政治、国際法、倫理・哲学の各ディシプリンの知を融合し、現地調査も踏まえ、批判的再検討を試み、極限状況に苦しむ人々にとり真に有効な「保護」のかたち、及び、国際社会が取りうる適正な「責任」の在り方を見出すことを主目的とする。その際、特に次の3点から独自かつ斬新な研究成果を導き出したい。第一は、「保護」の対象に関し、人々の生命・財産といった物理的側面のみでなく、人々の尊厳・希望という非物質的側面を取り込む可能性の検討である。第二は、「保護」の力学に関し、従来、専ら力と意思のある主体が弱者を「保護」という、ともすれば「上からの視点」で議論されがちななか、保護を受ける立場に身を置く人々の強靱性にも目を向けた視点の導入である。第三は、国家／国際社会の「責任」論に関し、存在か当為かの二元論を超え、政治的意思の醸成に向けて両者を結ぶ学術的・政策的視点の検討である。

3. 研究の方法

「人道的危機の発生の予防／解決の一義的責任を領域国に負わせつつ、当該国にその意思／能力がない場合、国際社会全体が責任を負う」として、従来の「人道的介入」論が介入の権利（ないし義務）という論理構成を取っていたのに対し、保護の「責任

(responsibility)」論へと発想を転換した点の斬新さは多くの指摘する通りである。しかし、「人道的介入」自体、国際社会では形成途上の概念とされるなか、さらにそのアンチテーゼとして打ち出された R2P が今後定着し、意義のある成果を生み出すかどうかは、「極限状況に苦しむ人々にとり真に有効な『保護』のかたち、及び、国際社会が取りう

る適正な『責任』の在り方は何か」という基盤的な問いにどう答えるかにかかっている。この問いに的確な答えを見出す努力こそが本共同研究を基盤研究として進める主たる目的である。

かかる目的を達成するため、本共同研究では、研究期間内に次の3つの作業を行った。第一は、現代国際社会というわれわれの経験世界のなかでR2Pアプローチをめぐって展開する議論と実践とを国際政治学、国際法学、倫理・哲学という人文・社会融合の視点からモニターし、批判的再検討をするための視座の構築を試みることである。その際、「保護」の対象や「保護」の力学、及び「責任」の在り方に関する分析を試みた。第二は、R2Pアプローチの実践について、内戦への国際社会の対応に関する実証的調査（現地調査、政策決定者等への聞き取りなどを組み合わせる）の実施を通じたデータの収集である。第三は、分析の枠組みと現地調査により収集したデータを総合したR2Pアプローチに関する学術的・政策的な検討である。

4. 研究成果

R2Pアプローチは、(a)国家主権、人権、人道主義（及びその「保護」と「責任」）といった基本概念の今日的な意味の再検討を迫るものだが、他方で、(b)人道危機をめぐる予防・対応（武力行使を含む）・再建という各フェーズにおける本アプローチの実践的有効性という実質的な側面についても的確な評価がなされなければならない。このため、本共同研究では、国際政治学や国際法学のみならず、法哲学や倫理学の視点も併せた人文・社会融合の視点からR2Pアプローチを批判的に再検討し、国際社会における実践的な問題と概念的で抽象度の高い理論との往復運動を通して新しい視座の構築を試みるものとして有意義であり、また、概念レベルでの検討の掘り下げと同時に、今後の政策提言につながる可能性の追求をも含んでいる点で、目的・方法の両面について高い独創性を持つ。この結果、本研究の成果は、つきつめると国際社会における「正義」の実現の問題の解明に深くかかわることとなった。

本研究では、R2Pアプローチの再検討にあたり、独自の観点として、特に次の3つに着目したい。第一は、「保護」の対象に関し、人々の生命・財産といった物理的側面のみでなく、人々の尊厳・希望という非物質的側面を取り込む可能性の検討である。第二は、「保護」の力学に関し、従来、専ら力と意思のある者が弱者を「保護」するという、ともすれば「上からの視点」で議論されがちななか、保護を受ける立場に身を置く人々の強靱性にも目を向けた視点の導入である。第三は、国家／国際社会の「責任」論に関し、存在か当為か

の二元論を超え、政治的意思の醸成に向けて両者を結ぶ学術的・政策的視点の検討である。これらは、国際政治学、国際法学、倫理・哲学の融合によってのみ可能であり、学術・実務の両面への知的貢献が可能となった。特に、スタンリー・ホフマンの *Duties beyond Borders: On the Limits and Possibilities of Ethical International Politics* (Syracuse University Press, 1981) などが提起する政治と法と倫理のせめぎ合いに関する今日的な文脈での議論が可能となった。

具体的には、今日の世界のなかで、自らの求める政治体制に向けた「解放 (liberation)」 / 「自決 (self-determination)」、すなわち「脱専制化 (de-autocratization)」という意味での「自由」を希求する動きと、それを抑えつけようとする体制側の動きのなかで道義的に目に余る極限的な人道危機（特に、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する犯罪）が発生するなか、国際社会は、「正義」の実践としてR2Pアプローチの適用に動き出すが、正義は時に多義的であり、また、国際社会の主体（国家と個人）は恣意的・選択的な政治意思とより普遍的な道徳観との間の葛藤に迫られることになる。この葛藤は、ある意味で古典的ではあるが、本研究を通じ、「正義」を「人々の自由を奪い、不条理な苦痛をもたらす暴力による不正義の補集合」「各主体がそれぞれ帰属する社会に『埋め込まれた』認識」「不正義に対する『矯正』」の3点からとらえ直し、保護する責任を求める事態の対応の国政政治・国際法・社会倫理的視点を融合し、「グローバルな社会」における人間保護の規範形成と実践のための「中間倫理」として「保護する責任」論を位置づけるという暫定的な結論を得た。ここから、人々の自由（生存・生計・尊厳）を「保護する文化」を共有する「グローバルな社会」の形成の重要性が確認されたことも有益であった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計31件）

① 星野俊也、『保護する責任』と国際社会の正義、国際政治、査読有、No. 171、(2013)、129-143

② 吉川元、序論『正義と国際社会』、国際政治、査読有、No. 171、(2013)、1-14

③ 星野俊也、日豪戦略的パートナーシップにおける成果と課題 —5年目の検証と将来展望—、オーストラリア研究、査読なし、第26

号、(2013)、11-19

④星野俊也、日米中関係の行方と日本の課題、日中経協ジャーナル、査読なし、No. 227、(2012)、14-17

⑤星野俊也、海外ニュースの読み方－国際情勢を考えるキーワード－：ミサイル発射後の北朝鮮／シリア「内戦」と国連安保理の限界／南北スーダン 危機からの脱却、国連ジャーナル、査読なし、秋号、(2012)、31-34

⑥Toshiya Hoshino, Haruko Satoh, Through the looking glass? China's rise as seen from Japan, Journal of Asian Public Policy, 査読なし、Vol. 5 No. 2、(2012)、181-198, DOI 10.1080/17516234.2012.678738

⑦眞嶋俊造、『保護する責任』概念の変遷における強制的軍事行動のあり方について：試金石としての 2011 年リビア介入、社会と倫理、査読なし、第 27 号、(2012)、29-39

⑧Shunzo Majima, Just Torture?, Journal of Military Ethics, 査読有、11:2、(2012)、136-148

⑨清水奈名子、『保護する責任』と国連システム－普遍的な規範形成とその実施をめぐる諸問題－、国際安全保障、査読なし、第 40 巻第 2 号、(2012)、24-40

⑩清水奈名子、『国連安全保障理事会と文民の保護－平和維持活動における任務化とその背景』、国際法外交雑誌、査読有、第 111 巻第 2 号、(2012)、55-81

⑪清水奈名子、国連安保理による重大且つ組織的な人権侵害への対応と保護する責任－冷戦後の実行とリビア、シリアの事例を中心として－、法律時報、査読なし、84 巻 9 号、(2012)、66-71

⑫眞嶋俊造、『戦争後の正義』(jus post bellum)構築への試論－アメリカの対日軍事占領を例として、社会と倫理、査読なし、第 25 号、(2012)、255-266

⑬星野俊也、新しい国連へ－日本が改革をリード、イグザミナ、査読なし、No. 292、(2011)、37-38

⑭Toshiya Hoshino, How We Can Share Hope with Africans, Japan Echo Web, 査読なし、No. 9、(2011)、

⑮星野俊也、アフリカの人々と『希望』を分

ち合うために、月刊公明、査読なし、11 月号、(2011)、30-35

⑯清水奈名子、コトバの深層 介入、外交、査読なし、Vol. 8、(2012)、146-149

⑰吉川元、分断される欧州安全保障共同体－安全保障戦略をめぐる対立と相克の軌跡、国連研究、査読有、第 12 号、(2011)、95-122

⑱石田淳、弱者の保護と強者の処罰－「保護する責任」と「移行期の正義」が語られる時代－、年報政治学、査読有、I 号、(2011)、113-132

⑲Gen Kikkawa, Good Governance and the Challenge of Asia, Wiener Blätter zur Friedensforschung, 査読なし、No. 144、(2010)、19-33

[学会発表] (計 4 8 件)

①Toshiya Hoshino, Japan's Cooperation towards Africa: What the 20 years of TICAD Process Has Brought to Africa and the World, Vietnam-Japan Cooperation for African Development, 2013. 3. 29, The Diplomatic Academy of Vietnam, Vietnam

② Toshiya Hoshino, International Development Partnership towards Africa, A seminar organized by Thailand International Cooperation Agency and the Ministry of Foreign Affairs of Thailand, 2013. 3. 27, Ministry of Foreign Affairs of Thailand, Thailand

③星野俊也、複合化する国連 PKO 任務にどう取り組むか?、第 4 回国際平和協力シンポジウム、2013. 1. 24、国連大学、東京都

④奥田太郎、人道支援の倫理－博愛か偏愛か、日本国際政治学会、2012. 10. 21、名古屋国際会議場、愛知県

⑤清水奈名子、保護する責任と国連安全保障体制－法的問題の考察－、日本国際政治学会、2012. 10. 20、名古屋国際会議場、愛知県

⑥星野俊也、国連における日本・モンゴルの協力のありかた、第 2 回日本・モンゴル戦略対話－日本とモンゴルの永続的協力関係のありかた－、2012. 7. 4、拓殖大学、東京

⑦ Toshiya Hoshino, Towards a Regional Governance for HA/DR Cooperation in the Asia-Pacific, 2012 年台湾公共行政與公共事

務系所聯合會 國際學術研討會「永續治理：新環境、新願景」國際學術研討、2012.5.25、国立成功大学、台湾

⑧ Shunzo Majima, Just Military Occupation? A Case of the US Occupation of Japan, Twenty-First Annual Meeting for Association for Practical and Professional Ethics, 2012.3.1-4, Cincinnati, OH, U.S.A.

⑨ Toshiya Hoshino, HA/DR: Japan-Vietnam Future Cooperation, Asia-Pacific Security Policy Adjustment and Orientation for Cooperation, 2012.2.29, Vietnam Academy of Social Science, Vietnam

⑩ Toshiya Hoshino, China's Rise and Its Impact on Strategic Balance in Asia, International Conference on the Re-emerging China and its Impact on Asia and the United States, 2012.1.12, Hong Kong Institute of Education, China

⑪ Toshiya Hoshino, Japan's Foreign Policy toward Asia in the 21st Century, International Conference on Prospects for Peace and Security through Regional Cooperation in the 21st Century South Asia, 2012.1.4, Bangladesh Institute of International & Strategic Studies, Bangladesh

⑫ Nanako Shimizu, Protection and Civilians by UN Peacekeepers: lessons from the past 12 years, International Peace & Security Symposium 2011, 2011.12.7, Tokyo

⑬ Toshiya Hoshino, et.al, Through the Looking-glass? China's Rise as Seen from Japan, International Conference on the Prospects and Challenges for China's 12th Five-year Plan, 2011.10.27, National Chen Kung University, Taiwan

⑭ 清水奈名子、国連安全保障理事会と文民の保護－平和維持活動における任務化を中心として－、国際法学会秋季研究大会、2011.10.10、関西学院大学、兵庫県

⑮ 星野俊也、人間の安全保障の視点から見た文化遺産保護、文化遺産国際協力コンソーシアム研究会「文化遺産保護と経済開発協力との有機的連携を目指して」、2011.7.11、大阪大学中之島センター、大阪府

⑯ Nanako Shimizu, Principles in Conflict? Self-Defence and Collective Security in East Asia, 日中韓国際法学会共同開催国際会議、2011.6.27、漢陽大学校、韓国

⑰ 清水奈名子、国連安全保障と人間の安全保障の相克－安全保障理事会と文民の保護を事例として－、日本国際連合学会 2011 年度研究大会、2011.6.18、法政大学、東京都

⑱ 星野俊也、国連の刷新と日本の対国連外交の戦略的展開に向けて、東京財団フォーラム「国連をどううまく使うか：日本の対国連外交の戦略的展開に向けて」、2011.5.18、東京財団、東京都

⑲ Toshiya Hoshino, Japan's Approach to Peacebuilding, OSIPP/IFPA Joint Workshop on "Peacebuilding as a US-Japan Alliance Mission", 2011.4.29, Ronald Reagan Building, Washington, D.C., U.S.A.

⑳ Shunzo Majima, Minako Ichikawa Smart, Civilian Casualties in Humanitarian Operations and Responsibility for Reparation, International Studies Association, 2011.3.27, Montreal, Canada

㉑ Toshiya Hoshino, Ways Forward in Advancing the R2P in Asia, Dissemination Meeting/Policy Roundtable on the Responsibility to Protect (RtoP), 2011.1.26, JICA, Tokyo

㉒ Toshiya Hoshino, The Conception and Practice of the Self-Defense Forces of Japan: Their Reforms and Development, International Conference on Promoting Security Sector Reform in South Asia, 2010.12.14-15, Bangladesh Institute of International Strategic Studies (BIISS), Bangladesh

㉓ Toshiya Hoshino, R2P and the Role of the UNPBC, Second meeting, CSCAP (Council for Security Cooperation in the Asia Pacific) Study Group on Responsibility to Protect (R2P), 2010.9.20-21, Discovery Suite Hotel, Philippines

㉔ 星野俊也、「深層の平和構築」に向けた国連の役割、日本国際連合学会 2010 年度研究大会、2010.6.26、南山大学、愛知県

㉕ 奥田太郎、『社会的責任』概念を今一度理解し直してみる、第 54 回日本社会心理学会公開シンポジウム、2010.6.19、上智大学四

ツ谷キャンパス、東京都

〔図書〕(計9件)

①中西寛、石田淳、田所昌幸、有斐閣、国際政治学、(2013)、492p

②奥田太郎、鈴木真、南山大学社会倫理研究所、私たちは他人を助けるべきかー非常時の社会・心理・倫理、(2013)、93p

③奥田太郎、ナカニシヤ出版、倫理学という構えー応用倫理学原論、(2013)、330p

④Toshiya Hoshino, Weston S. Konishi, The Institute for Foreign Policy Analysis, Inc., U.S.-Japan Peacebuilding Cooperation, (2012), 1-7

⑤山田哲也、藤原帰一、大芝亮、有斐閣、平和構築・入門、(2011)、85-125, 235-244

⑥山影進、広瀬崇子、星野俊也、ミネルヴァ書房、南部アジア、(2011)、273-289

⑦清水奈名子、日本経済評論社、冷戦後の国連安全保障体制と文民の保護ー多主体間主義による規範的秩序の模索ー、(2011)、260p

6. 研究組織

(1) 研究代表者

星野 俊也 (HOSHINO TOSHIYA)
大阪大学・大学院国際公共政策研究科・教授
研究者番号：70304045

(2) 研究分担者

山田 哲也 (YAMADA TETSUYA)
南山大学・総合政策学部・教授
研究者番号：00367640

奥田 太郎 (OKUDA TARO)
南山大学・人文学部・准教授
研究者番号：20367725

吉川 元 (KIKKAWA GEN)
上智大学・外国語学部・教授
研究者番号：50153143

眞嶋 俊造 (MAJIMA SHUNZO)
北海道大学・文学研究科・准教授
研究者番号：50447059
(H22は連携研究者として参画)

(3) 連携研究者

石田 淳 (ISHIDA ATSUSHI)
東京大学・総合文化研究所・教授
研究者番号：90285081

清水 奈名子 (SHIMIZU NANAKO)
宇都宮大学・国際学部・講師
研究者番号：40466678